

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 4 号

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の一部改正について

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の一部を改正する条例

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例（昭和
6 2 年函館市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 2 0 年 4 月から平成 2 1 年 3 月」を「平成 2 1 年
4 月から平成 2 2 年 3 月」に、「1 0 0 分の 9 2」を「1 0 0 分の 9 0」
に改める。

附則第 5 項中「平成 2 0 年 6 月 1 日」を「平成 2 1 年 6 月 1 日」に改
める。

附則第 6 項中「平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日」を「
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

教育長の給料月額および期末手当の額を平成21年4月から平成22年3月までの間について減額するため